

第4回 境港市議会（定例会）会議録（第3号）

議事日程

平成15年12月12日（金曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程と同じ

出席議員（17名）

1番	下西淳史君	2番	石長靖哉君
3番	永田辰巳君	5番	定岡敏行君
6番	松下克君	8番	長谷正信君
9番	荒井秀行君	10番	渡辺明彦君
11番	水沢健一君	12番	竹内祐治君
13番	南條可代子君	14番	植田武人君
15番	黒目友則君	16番	岩間悦子君
17番	米村一三君	18番	岡空研二君
19番	森岡俊夫君		

欠席議員

なし

説明のため出席した者の職氏名

市長	黒見哲夫君	助役	竹本智海君
収入役	北山茂君	教育長	池淵一郎君
総務部長	中村勝治君	市民生活部長	早川健一君
産業環境部長	松本健治君	建設部長	狩野宏君
総務部参事	安倍和海君	市民生活部次長	景山憲君
産業環境部次長	足立一男君	教育委員会事務局次長	宮辺博君
総務課長	門脇俊史君	財政課長	足立明彦君
地域振興課長	佐々木史郎君	秘書課長	洋谷英之君
収税課長	松本光彦君	市民課長	寺澤敬人君

環境防災課長	渡 辺 恵 吾 君	下水道課長	二 瀬 信 博 君
都市整備課長	伊 達 憲太郎 君	教育総務課長	渡 辺 憲 二 君
生涯学習課長	里 和 則 君		

事務局出席職員職氏名

局 長	武 良 幹 夫 君	議 事 係 長	戸 塚 扶美子 君
調査庶務係長	阿 部 英 治 君	議 事 係 主 幹	片 寄 幸 江 君

開 議 (10時00分)

議長(下西淳史君) おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長(下西淳史君) 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

署名議員に、永田辰巳議員、南條可代子議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長(下西淳史君) 日程第2、一般質問に入ります。

各個質問を行います。

最初に、定岡敏行議員。

5番(定岡敏行君) 12月市議会に当たり、日本共産党を代表し、市民の切実な要望をお伝えをして、市長の御見解を伺います。

まず、最初に、緊迫するイラクへの自衛隊派兵問題について、市長の見解を伺います。

9日、政府は、自衛隊のイラク派兵のための基本計画を決定をしましたが、イラクの状況が深刻化の一途をたどっていることは御承知のとおりです。米英軍兵士の死者は500人近くを数え、犠牲者はイタリア、スペインなどの駐留軍や国連や赤十字施設・関係者にも及んでいます。この戦争とテロ、米軍による掃討作戦という応酬の中で、1万人を超える罪なきイラクの民衆が殺され、日本人外交官2人が殺害されるという痛ましい事件も発生をいたしました。この根本原因が国際法を無視してアメリカが引き起こした無法な侵略戦争と続くアメリカの不法な占領にあることは明白です。これがイラク国民の怒りと憎しみを呼び起こし、暴力とテロの土壌を広げる原因となっています。

どんな理由があれ、テロが許されないことは当然です。しかし、それが戦争や暴力の応酬で解決できないことは、イラクの現実が示しているとおりであります。道理ある解決に必要なことは、今、一日も早くアメリカ主導の占領支配をやめて、国連中心の人道復興支援に切りかえること、イラク国民に速やかに主権を返還をし、米英軍が撤退をすることです。今、

日本に求められている国際貢献とは、そのための自主的な外交努力です。

ところが、小泉内閣はこうした道理ある努力は行わずに、テロにひるんではならないと言い、自衛隊派兵に固執する態度です。今、自衛隊を派兵することは、不法な占領支配に軍事力をもって加担することであり、イラク国民はもちろん、イスラム諸国全体に日本への憎しみを広げることであり、日本を不法なテロの標的とさせることにもなりかねません。美保基地、航空自衛隊を抱え、多くの自衛隊員とともに暮らすこの境港市にとって、事は極めて重大で、市民の命を預かる市長として、イラクへの自衛隊派兵反対の御意見を、この機会にお示しいただきたいものと思います。

続いて、国民健康保険の一部負担金の減免制度、あるいは徴収猶予等の実施を提案をしたいと思います。

相次ぐ医療改悪で、医療費さえ払えない世帯がふえています。私がお話を伺ったケースでは、もう年配の、もともと食うや食わずの稼ぎにならない漁師さんですけれども、昨年、船が火災で沈没、この2月には急性心膜炎で入院、38万円の入院費でしたが、払えたのは10万円だけで、今も28万円が払えずにいます。国保税も滞納があるため、高額医療費の委任払いもできない。そこに、11月、奥さんも入院、その医療費の請求がやってくる、こういう状況で、ほかにも身につまされる話は幾らでもあります。

この漁師さんは8月、特別の理由がある被保険者で、一部負担金を支払うことが困難であると認められる者に対し、一部負担金の減額、支払い免除、徴収猶予などの措置をとることができる規定をする国民健康保険法第44条の規定に基づいて、市に一部負担金の免除申請を行いました。ところが、境港市にそういう要綱がないと却下をされました。

国民健康保険法第44条は、そういうことができると定めているのですから、例えば、干ばつや冷害等による農作物の不作、あるいは震災、風水害、火災その他、これにたぐいする災害で、あるいは事業の休廃止、失業等による収入や資産に著しい減少が生じたときなど、申請に基づいて、医療費の一部負担金を減免をしたり、免除したり、支払い猶予できるようにする。そういう要綱を境港市でも定めて、この広がる市民の混乱にこたえようではありませんか。

日ごろ、市政にいろいろ不足を言っている私でありますけれども、きょうはいつも思っているもう一つの気持ちをお伝えをしていきたいと思います。

市民の願いにこたえようと思うことでも、国が押しつけてくるさまざまな制約が足かせとなかなかできない、そういうことがたくさんあります。本当にここまで国民生活に犠牲を強いる小泉内閣に怒りがわくばかりですが、そうした中でも、境港市は市民にとって事が少しでもよくなるように多くの努力をされています。

例えば、健康保険税の滞納がある程度ふえると、厚生労働省は保険証を取り上げて、資格証を発行せよという方針。資格証となれば、医者に行けば、一たん全額を支払わなければならない。まさに、金の切れ目が縁の切れ目といった制度です。米子市は厚生労働省の方針どおりどんどん発行していますが、境港市は特別な事情の申し出書、弁明書、そうし

た仕組みを駆使して、市民の実情をよく聞き、機械的な発行をしないように頑張っています。米子市の750件に比べて、境港市は格段に少ない18件です。これはもう姿勢の違い、上が決めたことに機械的に事を進めるか、少しでも市民に心を寄せて考えるか、この違いなしには説明できない違いです。

ほかにも幾つもあるのですが、もう一つだけ。老人医療費のうち負担限度額を超えた医療費は後で還付される仕組みになっていますが、その還付状況はどうか。3月分までの診療分で、半年たった9月末現在、境港市では返すべきお金の73%、もうほとんどが、多くが市民に返されていますが、米子市は7,455件、4,864万円のうち、済んだのがわずか919件、1,076万円。2割ちょっとという状況です。6,500件、3,788万円もの、もともと市民に早く返すべきお金が米子市役所の金庫に入ったまま。米子市は請求があれば還付をするという態度でこういう状況ですが、境港市では返すべき市民に積極的に通知を行って、できるだけ早く返す努力をされていますから、この違いが生まれてるんだと思うんです。

市民生活部長は自慢したいぐらいだとおっしゃいましたが、本当にそのとおり。私も合併議論の中で、顔の見える自治体のよさとして、こういう頑張りや市の努力を皆さんにも語ってまいりました。さすが、ころあいのまち・境港市は違う、住みやすい、暮らすなら境港でと言われるまちづくりへ、私はさらなるステップアップをしようではないかというふうに思うんです。そして、ここに単独自立の境港市が伸びていく一つのかぎがあると確信をしていますが、こうしたステップアップの一つとして、国保医療費の一部負担金の減免制度実現、ぜひ求めたいと思います。市長の御見解をお聞かせください。

続いて、乳がん検診に、一日も早くマンモグラフィーによる検診の導入を提案したいと思います。

昨年度9月議会で、集団検診、地域医療の強化で、総医療費を引き下げ、国保税も引き下げてきた溝口町の経験を例に、健康診断活動の充実を提案させていただきました。実は、そのころ調べ始めて、改めてびっくりしたのが、増大するがん死亡の問題でした。昭和56年から死因のトップになり、年々ウナギ登りで、平成12年には死亡数、全国で29万5,000人、死因の3割を占めるまでになっています。そして、これは鳥取県福祉保健部のまとめた資料ですが、平成12年度保健統計年報によれば、このがん死亡率が鳥取県は全国平均より高く、その鳥取県の中でも境港市は高いと。

そこで、健康対策課長に伺ったり、溝口や日南町を調べたりして、健康診断活動の問題を提案したのですが、そのころ私の目についたのが、厚生労働省の研究班が2001年12月にまとめたがんの集団検診の有効性についての新聞記事でした。研究班は胃がんや卵巣がん、肺がん、乳がんなど、9種類のがんに関して、現に行われている検診で実際に死亡率軽減に結びついているかどうかを検証しました。

ここでは乳がん検診に絞りますけれども、乳がん検診で一般的に行われてきている視触診、診てさわってしこりを探すという、この視触診は評価がC、死亡率減少の効果がない

という相応の根拠があるとされて、視触診にマンモグラフィーと呼ばれるエックス線検査、この併用が一番効果的であって、50歳以上の女性を対象にすれば、評価がA、死亡率減少の効果があるという十分な根拠があるとされています。要するに、見てさわってしこりを見つけるという視触診では効き目がない、信頼性がない。最初からマンモグラフィーと呼ばれるエックス線検査と組み合わせてやるのが一番信頼性がある、こういうことです。

ところが、境港市の今の集団検診は、一次検診が視触診だけで、要精密検査となったときに済生会病院でマンモグラフィーです。最初からマンモと併用できないか、だれもが願うのは当然です。極端な言い方をすれば、信頼性のない視触診で、あなたは大丈夫ですよと言われて、すっかり安心をし、手おくれだったとわかれば、受けていなくても多少の不安を持ちつつ我が身を気遣っていた方がまだ良かったということだってあり得ます。健康対策課長も真剣で、集団検診でと言うなら、どこの医療機関でもできるものでなければならぬが、マンモグラフィーという設備は大変高いんで、済生会病院にしかないこと、検診費用など大変悩んでいらっしやいました。何とか実現へ頑張ると申し上げてまいってきたんですが、この11月の15日に厚生労働省が、市町村が実施する公的ながん検診で効果がないとされている検診がふえていたり、効果的だと確認をされているマンモグラフィーを併用した乳がん検診を実施している市町村が半数に満たないという全国調査の結果をもとに、がん検診のあり方を見直す検討会の設置を決めました。一次検診から視触診とマンモグラフィーを併用して、本当に安心できる検診にしたいものだと思います。

医師会との協議、検診体制の問題、クリアしなければならない難しい問題があるかもしれません。調べてみたら、県や市町村が共同して、マンモグラフィーを積んだ検診車を保有し、巡回検診を行っているところもありましたし、県もいろいろ考えていることとも思います。ぜひ、協議していただき、一日も早く実現していただきたいものと考えます。市長の御見解をお聞かせください。

議長（下西淳史君） 市長の答弁を求めます。

黒見市長。

市長（黒見哲夫君） 定岡議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、イラクへの自衛隊派兵の問題でございますが、去る9日イラク人道復興支援特別措置法に基づく対応措置に関する基本計画が閣議決定されたことは御案内のとおりであります。イラクの再建はイラク国民や中東地域の平和と安定はもとより、日本を含む国際社会の平和と安全の確保にとって極めて重要であるというのが私の認識であります。今まさに国家意識が問われておる問題だとも言えると思います。

イラクへの自衛隊派遣につきましては、国の責任において、我が国の国益などを踏まえ、高度な政治判断をされ対処される問題であります。自衛隊の安全確保に十分配慮され、所期の目的を達せられることを願っております。

同時に、一方で多くの国民はこの問題に不安をお持ちになっておられることも事実であります。例えば、なぜイラクの復興支援に協力しなければならないのか、また、イラクの

復興に協力しなければならないとしても、なぜ自衛隊でなければいけないのか、そして、もう一つは、自衛隊を派遣せざるを得ないとしても、なぜ危険な地域に行かせなければならないのか等々の問題で不安を持っておられる方々も多いということは承知いたしております。そうした中で、国においては、国民に対する説明責任を果たす努力を、これは重ねて重ねてそういった努力を続けることが必要で、かつ大事なことであると思っております。

次に、国民健康保険の一部負担金の減免制度の実施をという御要望でありましたが、医療費の本人一部負担は医療保険制度の根幹をなすもので、医療にかかった費用を受益者に求めることは費用負担の公平性の観点からも必要なことであると考えております。

平成15年度の療養給付費は、昨今のこの不況の時代で、被保険者がふえてまいっております。対前年比、療養給付費は今のところ16%余りの大幅な伸びを見せておるところでございます。国民健康保険費特別会計に多大な影響を今もたらしております。今後も減ることはなく、増加していくであろうと見込んでおります。こういうような状況でございますので、今、一部負担金の減免は困難であると考えております。

最後に、乳がん検診で、一次検診から視触診とマンモグラフィーの併用をということがあります。マンモグラフィーというのは、乳がんを発見するために撮影するレントゲンのことを言っておりますが、乳がん検診については30歳以上の女性を対象に視触診を行い、要精密検診でマンモグラフィーの指導を行っているところであります。

昨日開催されました鳥取県健康対策協議会、乳がん部会において、視触診とマンモグラフィーを併用することは有効であるが、視触診は自己検診も含め、一概に有効でないとは言いきれないという意見があったということでもあります。また、同協議会では、これまでマンモグラフィーの併用検診も視野に入れて、読影医師の講習会開催、検診車導入の検討もなされているところであります。

一方、厚生労働省のがん研究・制度管理の確立に関する研究班においても、併用検診が検討されております。

当面、国、県、医師会の動向を見守りたいと思いますが、今、厚生労働省では、乳がんに限らず、各種がん検診のあり方についても見直し、検討を進められておるということを聞いております。

なお、境港市で平成14年度において、医療機関における乳がんの受診状況でございますが、済生会でおおよそ500人、その他の診療所でおおよそ650人という結果が出ておりました。以上でございます。

議長（下西淳史君） 追及質問がございましたら、どうぞ。

定岡議員。

5番（定岡敏行君） それでは、続いて追及質問をさせていただきます。

最初にイラク問題ですけれども、高度な政治判断の問題だという一方で、国民の間に広がる不安は不安としてお受けとめいただいていると思うんですけれども、やっぱり政府の説明責任はもっと果たしてほしいという御意見かなというようには思うんですが、私は、

その政府の説明責任にかかわってですけれども、御承知のように、政府が人道復興支援だというふうに盛んに言い逃れようとしてらっしゃるんですね。記者会見でも、小泉首相は占領軍への武器弾薬は行わないんだということを大見えを切りましたですよ。ところが、早速翌日には、福田官房長官がそれを訂正をするということまであってるわけでありまして、今御紹介もあった基本計画の中には、実際に人道支援のことを言いながら、片方で安全確保支援活動ということも決めているわけですよ。イラクの国内における安全及び安定を回復するための国際連合加盟国が行う活動を支援するためにと、この場合、これがアメリカやイギリス軍なんですけれども、医療とか輸送とか通信とか建設とか、そういういろいろ支援活動を行うんだということまで決めているわけでありまして、この基本計画を決めた内閣官房というのは、武器弾薬の輸送も排除されないと、こういうふうに言明しているんですね。ところが、そういうことはあたかもないかのように、人道支援だ人道支援だということを言っているわけでありまして、そういうやり方がやっぱりこれは許されないことだというふうに思うんです。

具体的には、航空自衛隊のC130をクウェートを拠点にして、バクダッドやバスラなんかの作戦を展開中のアメリカやイギリスの軍隊に物資を輸送するんだということまでやろうとしているわけですから、これは文字どおり、軍事占領に対する軍事的な加担ですよ。戦争支援そのものでしかないわけでありまして、こういうこともやっぱり含めて、では、賛成なんだと、やむを得ないことなんだというふうに一つはおっしゃるのかどうかというところがもう一つ聞きたいところだというふうに思うんです。

イラクの民衆が求めているというのは、決して軍隊ではなくて、最近報道でもどんどん出ていますけれども、実際の生活基盤の支援や医療や薬じゃないでしょうかしらね。きのうの新聞によれば、イラク統治評議会、これはアメリカがつくった、今、イラクを公式に代表する機関なわけですから、ここの報道官が自衛隊の派兵、この閣議決定に関して、これ以上の外国軍隊は要らないんだということまで現地は言っているわけですよ。じゃあ、何でここまで国際貢献といえば自衛隊なのかというところがやっぱり問題なのであって、本当にイラクのことを心配して言っているんじゃないし、どうもやっぱりアメリカとの約束をどう果たすかなんだということばかりだというふうに今だれも思っているわけですが、多くの方が。こういうことのために、私は自衛隊の命を賭してはならないし、そういうものとして私は思うんですけれども、いかがお考えかということもあわせてお聞かせいただければと思います。

国保一部負担金の問題ですけれども、なかなか、よし、やりましょうよというふうにはならない御答弁だと思うんです。国の国庫負担も削減をされてきておる。特別医療を行おうとすれば、さまざまなペナルティーを国がかけてくるという状況があるわけですから、言いましたように、何か市民にとってそれでも頑張ろうと思えば、それさえできないということがあるわけですから、大変だということはよくわかります。しかし、わかった上で、今の情勢の中でやっぱりやるべきことではなかろうかというふうに訴えたいと思うんです。

さっきも市長さん御答弁の中でありましたけれども、今本当に、国民健康保険の被保険者がふえてきているわけですね。数字までちょっと今紹介する時間ありませんけど、本当に年々、ここ数年間ふえ続けてきています。これが会社の倒産やリストラ、失業で、これまで会社の健康保険だった人がどんどん今、国保に加入をしてきている実態なんですね。大変だとはいっても、それなりにこれまで安定した収入があった人が職を失ったり、あるいは今、職についたとしても、これまでより大変不安定で、少ない収入の中に甘んじて働くしかないという現実があるわけでありまして、市長さんが御報告なさった状況、そのものだと思うんです。この中で、家族のだれかが倒れれば、それで本当に奈落に落ちかねないような状況というのがあるわけでありますから、一部負担金は国保の根幹をなすとか、負担の公平とかいうことは当然そうなんですけど、さりとて、その中で出てくる一つ一つのそういう事態については、やはり手だてを尽くしていくということがやっぱり必要なんではないかと。日ごろはできる努力はいっぱいしてくださいよと。しかし、どうにも困ったときにはいつでもおいでください、最後のところは手助けしますからと。こういうようなところが、私は今求められてきている状況があるんじゃないかというふうに思うんです。そういう姿勢を貫く中に、私は市民が役所を信頼をする、そして、この境港をみんなで作ろうという思いを育てる場所になるんだというふうにも思うんですけれども、そういう意味でどうなんでしょうか。改めて御見解をいただけないものかというふうに思います。

マンモの問題ですけれども、必要性について恐らく御理解はいただいている答弁だったというふうに思いますし、にわかに、1市でなかなか単独でどうこうするというふうにはならないという状況かとは思いますが、いろいろ動きつつあるということは今お話を聞いておってもわかります。

ということなんですから、私も、厚生省がここまで言うわけですから、いずれマンモも含めた動きに全国的な措置がとられていくだろうということも、そういうふうにも思います。でも、やっぱりよいことは、気がついたところから早くということが、私はやっぱり大事ですし、そういう心ある自治体の動きというのが、国をもやっぱり急がしていくんだというふうに思うんです。

医師会のことがいろいろ取りざたされているわけでありますけれども、何か、県とも協議をして、マンモを積んだ公的な検診車でしょうかしらね、そういうものを公的に保有をして、医師会とも連携したそういうシステムというものはできないのかどうか。私はぜひとも御検討をいただきたいというふうに思うんです。

何よりも命を大切に、そのために働く医師なわけですから、こういう社会的な要請があれば、やっぱり真摯に向き合っていただけるもんだと思いますし、ただ、経営という問題も一方では当然あるわけですから、どうやったら、しかし、そこを折り合いをつけることができるのか、そういう視点で知恵を集めれば、私はできないことはないだろうと。

市長はきのう、意余って力足らずの感がということもおっしゃいましたけれども、これだけさまざまな今いろいろな検討もなさってこられていて、さまざまな専門機関もあって、

いろいろな情報も知恵もあふれた世の中ですから、意あれば、おのずとやっぱり道は開けるんだろうとも思うんです。そういう立場で行政としてのイニシアチブが今私は必要なんではないだろうかというふうにお願いをしたいと思います。

乳がんは昔、日本ではそんなに多くなかったんだそうです。しかし、国立がんセンターによれば、30年ほど前からじりじりふえて、今、女性のがん死亡のトップですね。しかも、この増加傾向がふえ続けるというふうに予測をされているんだそうです。

私、この質問に先立って、幾人もの女性の方の御意見も伺ってまいりましたけれども、これは下手をすれば死に至る病気なんです、発見が早ければ、進行が遅いがんだそうです。ありまして、切除しなくても治療することもできる道も開けるわけでありまして、乳房を切り取ることの女性のその後の人生の苦痛を思っても、やっぱり一刻も早くこれは実現をしてこたえていきたい問題だというふうに思うんです。

そういうお気持ちはお気持ちとして市長にあるわけでしょうから、ぜひそこら辺で、本当に知恵を集めて、何か具体的な方策というものはないものかというふうに思うわけでありまして、そういう点でどうなんだろうという点をちょっと重ねてお伺いさせていただきます。

議長（下西淳史君） 市長の答弁を求めます。

市長（黒見哲夫君） 重ねての御質問でございます。お答えをいたします。

初めに、イラクの自衛隊派兵の問題でございますが、定岡議員は、この問題は国の責任だと言って、私は責任逃れをしようとしておるでないかというようなふうに今お聞きいたしました。決してそうではありません。私は私としての認識を先ほど述べたとおりであります。この国家の安全保障の問題というのは、これは国会の専権事項であります。今おっしゃったような議論は、今、国会の中でも十分議論をされた上での小泉首相の政治判断として今のよう状況に置かれておるわけでありまして、そういったことを私も承知しながら、先ほど、私の認識を述べたとおりでございます。御理解を賜りたいと思います。御理解を賜りたいと言ったって、定岡議員と私とは、この問題に対しては認識のずれがあるということも御承知願いたいと思います。

それから、マンモグラフィーの問題でございますが、今、国の方では、厚生労働省の方においては、検診事業というのを非常に重要と考え、これをいろんな形で進めようとしておる姿勢はよくわかっております。あとは、先ほど答弁申し上げたように、国、県、そして医師会の動向をしばらく見守る必要がある。その中には、今おっしゃった検診車の問題も出てくるでしょう。一部負担がどうなるかという問題も出てくるでございましょう。そういったことを十分よく考えて、この問題に対応をいたしたいと考えております。

あと、国保税のことについては、担当部長から答えさせます。

議長（下西淳史君） 早川市民生活部長。

市民生活部長（早川健一君） 国保の問題について、市長にかわりまして御答弁させていただきます。

国保第44条は、確かにできる規定ということになっております。本市では、医療費が増加する中、市長も申し上げましたように、現在のところ、一部負担金の減免はすることができません。生活費が苦しいなど、それぞれお悩みの方もいるかとは思いますが、医療費が支払うことができないというような状態に市民の方がなりました場合には、保険制度のほかに生活保護法による医療扶助の適用という、そういった面もございます。ですから、保険年金係の窓口の方に相談に来ていただいた折、実情をよく述べていただきたいと思っております。そうしますと、当然のことに、福祉課の方からケースワーカーも出てまいりまして、そういった御事情をお聞かせ願うということになっております。

やはり、この福祉の問題でございますけど、やっぱりあしたの福祉はきょうの思いやりからという言葉がございますが、この思いやりこそが共助であり、保険、介護保険のやはり根幹をなすものではないかと思っております。

議長（下西淳史君） 追及がございましたら、どうぞ。

定岡議員。

5番（定岡敏行君） 何分ございますでしょうか。

議長（下西淳史君） 5分間。

5番（定岡敏行君） イラクの問題ですけれども、何も、ちょっと私の言い方が不十分だったかもしれません。責任逃れというつもりで申し上げたつもりでないんですが、そういう国の説明不足の問題について、幾つか指摘させていただいて、どういう御見解かというふうに聞いたつもりなんですけれども、かなり基本的な認識にずれがあるわけですから、なかなか御答弁になりにくいかというふうには思いますが、1つ、この問題では……。これは結構です。

国保一部負担金の問題ですけれども、生活困難という現状は当然、御承知の上なんですけれども、そこはもっと多面的にこたえたいということかと思うんですね、いろんな意味で。しかし、国保法自体が決めているわけですよ、一部負担金、そういうことができます。義務規定じゃない、することができるという規定ですから、しないからといって、法的なそごはないわけですけれども、しかし、制度としてそういうのを定めているわけですから、それがやっぱりなぜできないのかということがあれば、それはそれとして、やはりもっとちゃんとした説明が私は必要なんだろうというふうに思うんです。制度として定めがあるわけですから、制度の根幹にかかわって定めがあるわけですから、それがなぜできないのかということは説明要るだろうというふうに私は思います。

それからもう一つは、民主商工会がこの11月に県と交渉をいたしました。そのときに、石田福祉保健部長が、こういう要望にこたえて、医療費の一部負担金助成制度については、市町村へ要綱をつくるよう指導するというふうに語ったと聞いているんですよ。やれという以上は、県も知らんよというふうにはないと思いますから、金がない、なかなかできないということではなくて、どうやったら実施できるのかという方向で検討いただきたいし、幾らだったら実施できるのかという試算も、ぜひしていただけないものかと。せめて、

どれぐらいの財政規模を伴うものなのかというぐらいの試算はぜひ一度してみてもいいものだというふうに思います。

それから、マンモの問題ですけれども、要するに動向を見守りたいということかというふうに思うんですが、9月議会で後発薬を取り上げさせていただいたときも、結局のところ、それは医師の判断の領域の問題だと、基本的にはね、いうことで、なかなか踏み込みがたいというお考えだったというふうに思うんですが、私はここでも、やっぱり医師の、そういう医師会等の問題というふうにしてしまわないで、やはり私は行政のイニシアチブが非常に大事だというふうに思うんです。そういう意味で、積極的に医師会にも働きかけて、医師会の検討も急いでいただいて、どうやったら、そういう実現、そういうシステムがないのかどうか、できる道がないのか、十分やっぱりリードしていくような取り組み方が大事なんだろうというふうに私は思うんですけれども、その点でのお考えを改めて聞かせていただきまして、質問を終わりたいというふうに思います。

議長（下西淳史君） 市長の答弁を求めます。

黒見市長。

市長（黒見哲夫君） 国民健康保険の問題でございますが、今、国においては、医療問題というのは、いろんな保険の制度がある中で、これを一本化して、将来的に安定的に運営できる、そういった保険制度も今検討が進められておる状況であります。国保問題については、我々全国市長会としても、国保の安定的な運営ができるように、そして、運営の面でも改善すべきことは改善してもらいたいという要望は常に行ってまいっております。その辺の御理解をいただきまして、これから我々も十分研究しなければいけませんけれども、今この問題について、直ちに16年度からこうやるというところまでは今言い切れない状況にあるということも、ひとつ御理解をいただきたいと思っております。

議長（下西淳史君） 早川市民生活部長。

市民生活部長（早川健一君） マンモグラフィの件についてでございますが、マンモグラフィの併用につきましては、昨今の新聞報道等々によりますと、義務づけるということや財政補助の交付税化もするんだとか、そういったニュースをたくさん見ております。まだ、これニュースの段階でございますので、確実なことは申し上げられないと思っております。

ただ、併用検診を行うとすれば、これは相当数の人数が出てくるものと思っております。そうしますと、いわゆるレントゲンの読影医師の数の問題、それから設備の問題等々、そういうことがあるということは、鳥取県の方からもいろいろ実情を伺っております。そうしたことから、市長が申しあげましたように、いましばらくは国、県の動向を見まして、対処をしてみたいというところでございます。

議長（下西淳史君） 次に、南條可代子議員。

13番（南條可代子君） 12月定例議会に当たり、私見を交えながら質問をしてみたいです。

初めに、行政改革についてお伺いいたします。

本市の中期財政見通しによりますと、平成16年度以降に取り組む計画、歳入11億円の増収、歳出13億円の削減を見込む行革項目を追加しても、平成21年度には基金が底をつき、平成23年度には約24億円の赤字が累積される見通しとなるため、さらなる精査が必要であるとの発表がありました。

そのため、平成16年から2年間、第7次総合計画の見直しが実施されることではありますが、まず、その方法並びに方向性を十分に説明する必要があります。市長の御所信をお伺いいたします。

国は平成16年度予算における基本的な考え方として、官から民へ、国から地方へといった改革を全面的に推進するとし、財政規律を維持しながら、予算を根本的に見直し、大胆なめり張りをつけ、将来のために活用するとし、さらに持続可能な財政の構築に向け、簡素で効率的な政府を実現するため、強力な抑制策がとられるようです。このような動向に対し、地方自治体は下部構造として組み込まれている面から、今まで以上に注視しなければ、これからの予算編成に支障が増大してまいります。

三位一体改革では、既に決定されている平成18年度までに4兆円の補助金の削減が発動されており、来年度予算に向けて1兆円の削減が行われることになっています。削減目標によりますと、国土交通省3,500億円、厚生労働省2,500億円、文部科学省3,000億円、農林水産省数百億円、その他の省庁1,000億円となっているようであり、このような削減が地方にどのような影響を与えるのか、予算編成時期でもあり、本市の影響についてお伺いをしておきます。

私は改革に当たって、減量を優先した手法だけではもはや限界に来ていることであり、今後は民間経営手法の導入、自律型組織への転換、また、市民の参加と協働の働きかけを軸とした市政づくりを前面にして、減量に傾きがちな行政改革を転換する必要があると思います。

本格的な改革に取り組む過程で大切なことは、市政運営のあらゆる部門、領域にわたり、既存の構造をもとから改め、市政の隅々まで徹底した改革の推進であります。この市政の機構改革の推進が図られた結果として、財政の機構改革が推進でき、さらに社会の機構改革へと波及させることができると考えます。その市政の構造改革について何点かお伺いいたします。

1つ、改革を進めるに当たり、何よりも現状と課題を把握するために、境港市が抱えている構造的な問題点と、これから活用できる資源の洗い出しを、市役所と地域社会に分けて、全職員がみずからの意識を改革することを初めとして、効率的、効果的な組織体制が大事になってまいります。そのために組織検討委員会の設置を図り、新しい時代に対応可能な組織体制を図るべきと考えますが、市長の御所見をお伺いいたします。

2つ、これから職員に求められる能力として、政策形成能力、問題解決能力、法務能力、管理能力、専門的能力、説明能力等が上げられると思いますが、すべてを備えている職員

はまずまれでありましょう。しかし、一芸一能力に秀でた職員の能力を伸ばすことにより、連鎖的の底上げができるのではないのでしょうか。身近な工夫、改善など、あらゆる創意や努力に対し報いる仕組みを確立して、業績評価にもつなげていく職員褒賞制度の設置を提案いたします。市長の御所見をお伺いいたします。

また、市民表彰制度に加えて、地域に向けた市民を対象とした市民協働大賞などの設置も考えてはいかがでしょうか。

3つ、協働型基本構想の策定についてお伺いいたします。市民の積極的な参加と協働を促す仕組みづくりが必要になってまいりました。第7次総合計画の見直しのこのとき、一定の時間をかけ、協働型の基本構想を策定されてはいかがでしょうか。構想策定の経過の中で、具体的な協働が発掘されたり、形成される仕組みをつくることができればと考えます。市長の御所見をお伺いいたします。

4つ、各種審議会や市長の附属機関等のあり方に新たな検討が必要ではないのでしょうか。法令や条例等に基づくもののほか、数多くの審議会、協議会、委員会等が設置されておりますが、市民の参加と協働の仕組みを再構築するためには、そのあり方や構成等にも検討する必要があるのではないのでしょうか。市長の御所見をお伺いいたします。

次に、少子化対策についてお伺いいたします。

少子化の背景にある問題を克服し、安心して子供を産み育てられる環境、社会へと整備することは急務の課題であります。国民健康保険法第58条第1項の規定によると、出産育児一時金の支給を受けることが見込まれる世帯主に対して、出産育児一時金を受けるまでの間、出産に要する費用を支払うための資金を無利子で貸し付けることにより、被保険者の福祉の向上に寄与することとあります。貸付対象者は国民健康保険の被保険者で、出産予定日まで1カ月以内の者、また妊娠4カ月以上の者で医療機関に一時的な支払いが必要になった者を有する世帯主となっています。現在、本市では母子手帳等で出産の確認ができれば、出産一時金を申請し、その時点で支給されますが、その目的は出産費の当座の負担を少しでも軽くして、少子化対策への弾みをとるところであります。したがって、貸付制度の申込者は借入申込書と同時に出産育児一時金と貸付金を相殺する旨の停止条件つき相殺契約の申し込みを行い、出産育児一時金30万円を相殺することから、貸付金額は30万円を設定、実施すべきでありましょう。本市におきましても、早期に実現していただきたいと考えるものであります。市長の御所見をお伺いいたします。

次に、社会福祉についてお伺いいたします。

社会福祉の構造改革の一つとして、本年度より障害者福祉サービスについては、利用者の立場に立った制度をつくっていくために支援費制度に移行されたことは周知のとおりであります。今後のサービスの提供体制の整備であります。本市では平成9年3月策定されました市障害者福祉計画に基づき、ハード、ソフト両面にわたる各種の福祉施策を推進されてきたことは評価するところであります。

精神障害者福祉の市町村への事務移管や支援費制度移行など障害者福祉制度の改正に対

応し、充実した福祉サービスを実施するため、市障害者福祉計画策定委員会の設置が必要ではないでしょうか。その計画に基づき、年次的に障害者福祉サービスの充実を図る必要があるのではないのでしょうか。市長の御所見をお伺いいたします。

次に、シルバー人材センターの移転後の利用方法についてお伺いいたします。

シルバー人材センターの海技専門学校跡への移設に伴い、跡地の利用につきましては、現在、まっぼっくり通所者の作業スペースが大変手狭になり苦慮している現状であり、その対策として利用してはいかがでしょうか。お伺いいたします。

そして、その一帯は、子育て支援センター、ファミリーサポートセンター、こども発達センターひなた、市社会福祉協議会、市老人福祉センターもあり、今後、多世代交流の場としてますます欠かせないところとなるのではないのでしょうか。

また、本格的な少子高齢社会にあって、高齢者の生きがい対策が求められることから、老人福祉センターは介護予防生活支援拠点として充実した利用方法を検討しなければならないと考えます。今後もさらに介護保険制度の対象外となった高齢者の生きがいづくりや生活支援が求められており、そのような観点に対応が可能な職員の配置が必要なのではないのでしょうか。市長の御所見をお伺いいたします。

最後に、小規模契約希望者登録制度の導入についてお伺いいたします。

これは競争入札の参加願を提出していない中小の業者でも、市が発注する小規模な建設工事、修繕、業務委託、建設資材、物品購入などの契約ができるもので、市内に事業者を置く業者であれば、だれでも登録ができることから、業者の受注機会をふやし、市内経済の活性化を図ることを目的としています。

埼玉県岩槻市はこの制度を導入しておりますが、50万円以下の建設工事や修繕、30万円以下の物品購入、業務委託など、少額で内容が軽易な契約を対象としています。特に法的な登録や免許、許可が必要なものは除き、許可の有無、技術者の資格、施工実績、経営状態などは無審査で登録でき、契約の際の保証金は免除されます。例えば、簡素な内装工事や畳の張りかえなどであれば、競争入札の参加願を提出していない中小業者でも契約ができます。同市の管財課では、透明性、公平性に加え、公共工事のより公平、公正さとともに、市内経済の活性化を図るために、小規模契約希望者登録制度の導入を提案したいと思いますが、市長の御所見をお伺いいたします。

最後に、思想家エマソンの言葉に、勇気があれば道はいつでも開けるとあります。どうか暗くなりがちな年の瀬でございしますが、市長も、それに続かれる方々も、勇気の心を持ち、大いなる境港市のルネサンスを築かれますことをお願いいたしまして、最初の質問を終わります。

議長（下西淳史君） 市長の答弁を求めます。

黒見市長。

市長（黒見哲夫君） 南條議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、行政改革の問題で、第7次総合計画の見直しが実施されるとのことだが、その

方法、方向性を十分に説明する必要があるという御質問でありました。

この問題は、昨日もお答えいたしました。第7次総合計画を策定いたしましたから、いろいろな形で状況が変わってきております。そういった状況を踏まえまして、改めて計画に盛り込んだ事業の緊急性あるいは必要性を個々に精査をして、事業によっては中止あるいは先送りしていくことも必要になると認識を述べました。

具体的には、16年度の予算編成の中で明らかにしていく考えであります。個々の事業の実施に当たっては、この計画というのは、中期計画は5カ年計画であります。毎年向こう3年間の事業をどう進めていくかというローリングシステムを採用して取り組んでおるところであります。したがって、5年間を経過する。できれば、最終年度に5年間の総括をして、新しい計画の策定にこれを反映させていくという取り組みをいたしておるところでございます。

また、今、新聞報道等で見られるように、国が補助金を削減しようとしております。16年度に限っては1兆円の削減ということが達成される見通しだという報道も出されております。そして、新しいものでは、保育所の運営費に係る、これは公立の場合でございますが、補助金をカットする、そのことが内容的にどうなのかということが今、私にもわかりません。20日が財務省の予算内示の日でございますが、その後、各省庁からいろいろ予算の説明もあることが今予定されておまして、今議会が終わり次第、上京を予定いたしております。

そういった最近の一連の動きを見てみますと、三位一体の改革にしては、私はまことに不十分だという受けとめ方をいたしております。もともと三位一体の改革というのは、地方分権を進める上で大変重要な意味を持っておるものでございます。肝心なことは先送り、削る方は一方的に削ろうとする、国の今の取り組みには非常に不満を持っております。

地方分権というのは、単なる国と地方の行政内部の問題だけではなくて、より身近に、より住民に身近なところで政策決定がなされ、そしてまた、税がどのように使われているかということ明らかにし、そして、住民の意向に沿った政治行政を進めていく、その真の意味での行政改革であります。その裏づけになるものが三位一体の財政改革でございますが、これが不十分なままで分権が進むということは、これはあり得ないと私は思っております。まさに今、地方自治のあり方が問われておるときでありまして、そういったことに重大な関心を持って、我々も全国市長会の名において、これから国に要望をいたしてまいりたいと考えております。

それから、行政改革の進め方等についての御質問がありましたが、新たな時代に対応可能な組織体制を図るべきという御質問がありました。

これは、これまでの問題点、あるいは問題点を検証する、そうした中で新しい時代に即した地方自治を考えていくということが行政改革の大きなねらいでございますので、南條議員がおっしゃるように、当然組織機構につきましても検討を加えなければならないと考えております。

また、これは御提案でございましたが、職員の褒賞制度あるいは市民協働大賞、この設置につきましては、もちろん私もこれから内部で検討を進めたいと思いますが、できることなら、やはり今の表彰制度の中に組み入れる形でやった方がいいと思っております。昨日も名誉市民制度の御提案がありましたが、こういったことは、やっぱり議会の皆さんが全会一致でこれはぜひやるべきだという御意見の中で取り組みたいというのが私の気持ちでございます。

それから、市民の積極的な参加と協働を促す仕組みづくりが必要になってきた、協働型の基本構想を策定してはどうか。

初めに構想が先にありきではなくて、先ほど来申し上げておりますように、これから地方自治のあり方が問われてきておる。三位一体改革の本当の目的は補助金をカットしても自由に使えるお金がふえるという地方改革なんですけれども、先ほど申し上げましたように、そういったことがなかなか目に見えてこない。ひもつき財源でなくて、自由な金がふえるということは、その金をいかに市民の福祉向上のためにサービスに振り向けるかということ、これから執行部と議会で今まで物事を進めておった、そういった行政のあり方も根本的に見直さなければならない、そう思っております。そういう考え方で、市民の自発的な市民参加のそういった動きといいますか、そういったことも注目しておるんですけれども、なぎさ会館で管理運営を受けていただきました女性団体の連絡協議会のように、行政にも参加するというその姿勢を私は高く評価いたしております。地域から、自分たちのまちは自分たちでつくるという、そういった土壌がこれから生まれてくることを期待いたしております。

それから、市民の参加と協働の仕組みを再構築するためには、各種審議会や市長の附属機関のあり方や構成に新たな検討が必要でないかという御質問であります。

これからこういう制度は、私は大きく変わっていくだろうと見通しております。法律に基づく審議会、そうでない審議会、いろいろありますけれども、要するに、その効果は市民参加の中で物事が決まっていくという、これからシステムが構築されるだろうと思っております。こういった問題はこれから大きな課題でありますので、市議会の皆さんからもこれからいろんな御意見を承りたいと思っております。

次に、国民健康保険の出産一時金の貸付制度でございますが、これは必要なことという認識を持っておりまして、できるだけ早くこの貸付制度は設けたいと思っております。

次に、社会福祉についてでございますが、障害者福祉制度の改正に対応した充実した福祉サービスを実施するために、市障害者福祉計画策定委員会の必要があるのでないかという御質問であります。

私は、県下でも先駆的な取り組みとして、さまざまな障害者の問題を初めとする福祉制度には取り組んでまいったところでありまして。そのことは今繰り返して申し上げませんが、今、鳥取県においては国の新たな障害者基本計画を受けて、鳥取県障害者計画を今年度中に策定予定となっております。その鳥取県の協議会の委員として、県内4市の中

では当市のみが参画するという事になっておりまして、これから県の動向や、それを踏まえて市の施策に反映させるようなことを提言していきたいと考えております。

16年度において、新しく障害者福祉計画策定委員会の設置は考えておりませんが、15年度までの実績を検証し、それをもとに必要な事業に取り組んでまいりたいと考えておりまして、その過程で新たな計画が必要であれば、そういった取り組みを行っていききたいと考えております。

次に、シルバー人材センターの移転後の利用方法でございますが、小規模作業所まつぼっくりは平成10年の開設当初の7名から、今17名へと利用者がふえてまいっております。そのため、作業スペースが手狭なところから増築も検討してきましたが、シルバー人材センターが移転することになりまして、残る施設の活用として、現在の今使っておるシルバー人材センターの事務室部分について、まつぼっくりに使っていただくことが、また、現在のシルバー人材センターの作業場部分については、社会福祉協議会の事業で使用する福祉用具等の倉庫に活用していただくのがいいのではないかと、新年度の予算に向けて今検討を深めておるところであります。南條議員がおっしゃるように、あの一帯を福祉ゾーンとして相互の連携が図られるように考えていきたいと思っております。

次に、介護保険制度の対象外となった高齢者の生きがいづくりや生活支援の対応が可能な職員の配置が必要ではないかという御質問であります。

老人福祉センターの平成14年度の利用状況は、年間の利用者総数が1万5,000人を超えております。高齢者や高齢者サークルのみならず、高齢者職業相談、総合相談やファミリーサポートセンターなどの各種福祉活動に幅広く御活用いただいております。現在、老人福祉センターの管理運営を社会福祉協議会に委託しており、来年度から老人クラブの運営の支援など、高齢者福祉に即応できるような、また老人福祉センターが高齢者の生きがい対策、介護予防、生活支援の拠点となるよう、職員の配置につきましても今、社会福祉協議会と協議を進めておるところであります。

最後に、小規模契約希望者登録制度の問題でございますが、現在でも建設工事等につきましては、資格審査登録というのを実施しておりますけれども、発注の公平性、透明性を確保するために、随意契約に関する発注につきましても、納税要件、住所要件など、必要最低限の資格審査を行い、小規模な建設工事、修繕、物品の購入等の具体的登録方法及び運用等につきましても、法令等の制限も考慮しながら、来年度中の実施を目指して制度の検討を行う考えでございます。以上でございます。

議長（下西淳史君） 追及質問がございましたら、どうぞ。

南條議員。

13番（南條可代子君） それでは、出産育児一時金の貸出制度、それから小規模契約希望者登録制度の前向きな御答弁に対して、実現に向けて頑張っていただきたいと思っております。よろしく願いをいたします。

それでは、改革に、行革について絞り込んで数点質問させていただきたいと思っております。

まず、市長の任期は18年の頭ぐらまで、本当にあと残された正味2年間でどこまでこの境港市を安定路線に向けていくか。これがやはりこれからの市長にかけられた課題だと思います。その中におきまして、この2年間でどうやって改革を進めていくかというのは、私たち、それから市民が注目するところでございますけれども、市長にまず1点お聞きしたいんですが、自治体の改革で一番大切なこと、どう思っておられるのかお聞きさせていただきたいと思います。

私は、自治体の改革、市の改革について一番大事なのは、いわゆる課題をどこまで掘り起こせるかに私はかかっていると思うんです。それを、その結果を、事実を洗いざらいやはりさらけ出すこと、市民に公開することではなかろうか。これが私は一番大事なことだと思っております。

それと、第2点目は、やはり今まで国は護送船団方式をやってまいりました。それで、今のいわゆる国が栄えたと言え、そうかもわかりません。しかし、それが今現在のところ、失われた10年だとかというような形で、競争原理が働かなくなっている。そのために、いわゆる、今後は自治体において、住民だとか企業とパートナーシップ、信頼関係をやはりつくり込んでいくということが私は大事になってくると思うんです。先ほどのいわゆる市長の御答弁の中に、真のいわゆる協働の基本構想という質問をさせていただきましたけれども、いわゆる女性団体のそういう一つの構想に対して、見守っていくというようなお話がございましたけれども、今までの行政というのはいわゆる提案型でした。しかし、今後はやはり協働型を貫いていかなければいけない。その中で、ただそれに甘んじていたのでは、私は時を失ってくるのではなかろうかなというふうにして危惧するところがございます。それで、先ほど質問いたしましたように、まず一番大切なことをお聞きさせていただきたいと思います。

それと、もう2点目が、市民参画の市政の具体化、これをどのように具体化していくのか。これについてもお聞かせさせていただきたいと思います。

それから、組織の効率化、昨日も市長は、いわゆる職員の定員管理をやっていくというようなことをお話しになられましたけれども、管理をしていくには効率化ということやはり前面に出して組織化を図っていかなければいけない。要するに、すぐにはできないんだ。しっかりと練って練って練りまくってのやはり結果としてやっていかなければいけない。そのためには私は検討委員会というのには必ず要すると思うんです。そこんところがはっきりしませんでしたので、もう一度再度なる御答弁をさせていただきたいと思っております。

それから、職員の褒賞制度でございますが、表彰制度があるからということで、どのような前向きなとり方をしているのか、ちょっとはっきりさせていただきたいと思うんですけれども、やはり職員の努力と成果が提示できる仕組み、環境というのは今後は大事になってくるのではなかろうか。それを、やはり成果をたたえていくシステム、それがいわゆる大事であって、それが外に出た形として、地域にも広げていけるような、いわゆる協働の地域づくりができてくるのではなかろうかなというふうには思っておりますので、職員褒

賞制度にどのような態度をとられるのか確認をさせていただきたいと思います。とりあえず以上でございます。

議長（下西淳史君） 市長の答弁を求めます。

黒見市長。

市長（黒見哲夫君） 初めに、行政改革の問題でございますが、行政改革大綱と次の新しい総合計画、これは整合性がなければならぬと考えております。今、私どもが新しい財政推計の中で、行革大綱を実施しようとしておるわけですが、これも昨日来申し上げておるように、23年における収支の見込みは下手をすればこういう結果になりますよということを示しておるわけでありまして、まだ、大きな大きな改善の余地はあると考えております。したがって、私は次の総合計画をつくるまでに、今の財政推計を含む新しい行革大綱ができることを望んでおります。そういった意味から、今、市議会でも特別委員会で御審議をいただいております。その中で十分御意見をお聞きいたして、どこまで24億円という赤字が縮小できるのかということをつくった上で、もちろんその段階で私は市民にも説明をする責任があります。幾らやってもそのとおりになるという保証は、なかなかこれは難しい話でございます、その中の一番大きな条件というのはやはり国が三位一体で改革をどうしようかということが具体的に見えてこない、なかなか財政推計も難しいだろうと思っております。これから、いろんな厳しいというか、難しい局面を迎える時期も来ると思っておりますけれども、いかに市民の皆さんに安心をしていただけるか。そしてまた、協力をしていただけるかという行革大綱にしたいと思っておりますし、また、財政推計も市民の皆さんの御要望にこたえるような形に持っていきたいというのが今の私の気持ちでございます。今、自治体の改革で一番大事なものは何かといえば、もうこれは先ほど申し上げましたように、とにかく既定概念にとらわれなくて、いかに市民参加型の行政をこれからどう進めていくか、その中でやはり行政改革というのは徹底してやらなければいけないということだろうと思っております。

その中で、協働型の市政の進め方が必要だという御意見もあったと思っておりますが、市民参加の具体化というのは、どういうことをやればこういうことが可能なのかということも私どもは私どもなりにいろいろ考えてはおりますけれども、今やっておることは、特に15年度からやるということは、市民の皆さんにできるだけ行政に参加、あるいは行政に関心を持っていただくために、広聴事業というのを充実したいと、さまざまな制度をつくって進めておるところであります。それでいいかということ、そうではなくて、市民の各種団体もこれからいろいろまちの将来に関心を持たれる中で、いろんな動きが出てくるだろうと思っております。これを市の方から市民に呼びかけて、こういう団体をつくりなさいよというのは、これは余り感心したことではないというのが私の認識でありまして、女性団体連絡協議会につきましては、先ほども申し上げましたが、あの方々の取り組みに甘んじて、行政がこれから物事を進めようという考えは持っておりません。あくまでも、市政に対する提言等につきましては、真摯に受けとめるということが大事でありますけれども、ああいう団

体が来たから、女性問題はあの人たちに任せておけばいいという、そんな安易な気持ちは持っておりません。いわゆるそこは協働といいますか、行政とそういった団体が協働して、これからの新しいまちづくりを考えていくという中での位置づけをいたしたいと考えております。

あとは、部長から答弁させます。

議長（下西淳史君） 中村総務部長。

総務部長（中村勝治君） 市長にかわってお答えをいたします。

褒賞制度の件でございますが、職員の努力、成果、そういうものが評価できるシステムでなければならないというお尋ねでございます。この件につきましては、今、国の方で公務員制度の改革を一生懸命進めておるところでございます。これは、国民の立場から公務員制度を抜本的に改正をするということで、行政のあり方自体の改革を目指すものでございます。

その中で、今、骨子が示されておりますが、その中でも能力評価と行政評価から成る新しい評価制度の導入でありますとか、それから、能力等級制度の導入でありますとか、いわゆる実績主義といいますか、実力主義といいますか、そういうものが反映できるようなものもこの中で検討されておるところでございます。

そういう国の公務員制度の改革の状況を見きわめながら、南條議員が御質問になったような点につきましても、十分に反映できるような形で検討していきたいというぐあいに思っております。

議長（下西淳史君） 当市においても検討委員会の設置ということだったけれども、その答弁はどうされますか。

中村総務部長。

総務部長（中村勝治君） 検討委員会の設置という点でございますが、これは庁内にも行政改革を進める委員会等がございますので、そういうもので十分に対応できるものというぐあいに考えております。

議長（下西淳史君） 追及質問がございましたら、どうぞ。

南條議員。

13番（南條可代子君） それでは、最後に、市長から広聴事業というふうに先ほどおっしゃいました。出前講座でございますね。やはり、今、出前講座、私は行政の市場調査の一つにしっかりとしていかなければいけないと思うんです。そのために、市長だけじゃなくて、課がしっかりとやはりテーマを持って出かけていくという、そういうやはり前向きな、能動的な、積極型ないわゆる行政マンをつくっていかなければいけないと。そのために、私はテーマですね、テーマを大体、いろいろ50とかやっぱり何ぼかをつくって、それで市民に広報して、こういうテーマをしっかりと行政が行ってお話をしますよというような形で、しっかりと市場調査の一つとしてとらえていただきたいと思いますと思いますが、いかがでございましょうか。

議長（下西淳史君） 市長の答弁を求めます。

黒見市長。

市長（黒見哲夫君） お答えをいたします。

行革の問題に絡んで、市民参加をこれからどう進めようかとしておる、その中の一つとして、出前講座のことも取り上げておるわけですが、市民から出てくるのを待っておるといのは、これはなかなか難しいと思います。我々が問題提起をしながら、情報公開をしながら、今、当面、境港はこういう問題に取り組んでおりますとか、あるいは、こういう問題をこれから解決していかなければならないというような情報をできるだけ市民にお知らせする中で、市民の方あるいは各種団体からそういう出前説明会の要求が出てくる。そういうことになるだろうと思いますが、そうでなくても、今抱えておる境港市の大きな問題、これをおっしゃるようにテーマを絞って、各地区に出向いて説明をする。これはまた当然であります。

今、私は行政改革大綱の説明は終わりました。終わったけども、それで、これからしばらくはやっていけるんだよという財政的な裏づけがあれば、問題はないんですけども、財政の見通しというのはまだいろんな含みを持たせながらも、なかなか運営が難しい。これを市民にどう説明するかという大きな責任が残っております。

したがって、繰り返して、くどいようですが、私は一応、市議会の特別委員会の結果を踏まえて、そして、直すべきところは直した上で説明会に出向きたいと考えておるところであります。

議長（下西淳史君） 追及質問、ありますか。

13番（南條可代子君） ないです。

休 憩

議長（下西淳史君） ここで休憩をいたします。再開は午後1時10分といたします。

（11時25分）

再 開 （13時10分）

副議長（石長靖哉君） 再開をいたします。

午前中に引き続き各個質問を行います。

永田辰巳議員。

3番（永田辰巳君） この12月議会において、2点質問いたします。

当市にあって前納していただいている優良なる市税納税者に対して、月利0.3%でも報奨金を出して、いい施策と感謝されていたのであります。今回この報奨金を廃止する条例案が提案されています。昨今、とかく納税義務とか納税意欲が希薄とか取りざたされてる時代に、善良なる市民の感情をもっと正しく理解すべきと思うのであります。

私には、この報奨金廃止の提案の趣旨を理解することができません。その理由は、1つ

に、当市に協力的な納税者の気持ちを逆なです。その上、市民全体にとって得になる策ではないからであります。2つ目は、当市の財政上、他の項目に一層の負担がかかってくるのであります。3つ目は収納事務量が大きくふえるからであります。優良納税者に対して、ここ二、三年不利な政策がとられていっているのは、理解に苦しむのであります。

14年度には収税の効果も大きかった納税組合の報奨金が打ち切られております。これは報奨金そのものが税法に触れるとのことであつたので、やむなしと理解したのでありますが、このたびの納期前報奨金の廃止は、当市の財政改革に逆行するものでもあります。

なぜか説明いたしますと、14年度の前納報奨金は1,129万円支払われております。その額から逆算しますと、第1期、6月末、国保税にあっては7月末までの納税額は約10億円にもなっておりますのであります。その4分の3、国保税にあっては8分の7の約9億円は前納制度の効果と見るべきであります。それは、金額比でいいますと26%、国保税にあっては29%の世帯が前納に応じているのであります。いわゆる市に協力しているのであります。また、収納事務も4分の1、あるいは8分の1で事が済んでいるのであります。そして、前納の9億円が8月末までの給与、ボーナス、その他諸支払いに充当されているのであります。

今ここに示された議案によると、その前納効果の9億円が8月末以降にずれ込むのであります。一方、必要経費は待たなしで支払わなくてはならない。当然金融機関もしくは各種基金から一時借入金をしなければやっていけません。14年度の一時借入金の支払い利息が1,670万円を思うとき、これをふやすわけにはならない。この議案は、当市の財政改革にいいことは一つもないのであります。むしろ、マイナスの作用をしているとしか言いようがありません。

また、納税者感覚でいうならば、1つ、わずかでも報奨金が入るならば、前納した方が得。2つ、納税は国民の義務だから、納めてしまった方がすっきりする。銀行からでも借りて払っている人もいる。定期納税している人よりも、前納すれば優越感が味わえる。4つ、市に迷惑をかける滞納をするようなことがあってはならない。延滞税を払うようなことがあってはならない。市民の大半はこのような気持ちで納税しているのであります。優良な納税者の感覚を逆方向に向けていくような、この議案の趣旨の説明を市長に求めるものであります。

また、この議案によって、当市の財政上どういう効果があるのか、数字をもってお示しいただきたい。かように思うところでございます。

去る11月11日の14年度の決算委員会において、市長は、この決算委員会の意見を16年度の予算に反映させたいとあいさつなされた。私も過去数回決算委員会に出ているのでありますが、そのような発言は初めて聞いたのであります。いよいよ2年前の決算でも、貴重な参考資料にするとの考えに、私と意見が一致したのであります。ことしの決算委員会では、事業評価を求めてきたのでありますが、みずからの仕事に点数をつけるのはなじまないのか、事業を評価する基準もシステムもないようで、十分な報告は得られませ

んでした。市長は、費用対効果と事業を評価することについて、どうお考えでしょうか。

以前は、予算額について、執行率100%が高い評価であったのでありますが、このことについて、市長のお考えをお聞かせください。

今12月議会の市政概要報告でも、15年度の財政見直しにも触れ、計画した諸事業はおおむね実行できるものと思うと述べておられます。当市にあっても、12月末時点の、あるいは11月末時点の推定の決算はできるものと思います。その方が、2年前の決算書よりもより鮮度のよい情報、資料が得られるものと考えます。それを16年度予算に反映させた方がベターと思われまます。市長のお考えをひとつお聞かせください。

御清聴ありがとうございました。

副議長（石長靖哉君） 市長の答弁を求めます。

市長。

市長（黒見哲夫君） 永田議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、前納報奨金の問題であります。この制度は昭和25年に戦後の混乱した社会経済情勢を背景に、地方税に対する納税者の理解が十分でなかった中で、納税意識の高揚と徴収事務の軽減などを目的として創設され、納税貯蓄組合とともに税収確保に大きな役割を果たしてきたと認識いたしております。

市では、平成15年度実績で、前納報奨金を約1,200万円と推計しておりますが、今議会で廃止を提案いたしておりますのは、制度創設から半世紀余りが経過し、納税者の皆様の御理解により当初の目的は達成されたこと。2つ目に、給与から市・県民税を天引きされる人には適用はなく、不公平であること。3、どちらかと言えば、資力のある人への優遇措置になっていること。4つ目、全国的に廃止の方向にあること。5つ目、当市の厳しい財政状況の中、多額の前納報奨金を交付することが困難な状況にあることなどによるものでございます。

永田議員がおっしゃるように、前納報奨金廃止に伴い、市の一時借入金や公金取り扱い手数料がふえることが予想されますが、仮に全員が全納から期別納付に変更された場合、現時点では、一時借入金につきましては、利子で年間約270万円、取扱手数料で年間約30万円が必要となるものと試算しており、廃止することにより、約900万円の財政上の効果を見込んでおります。

また、事務量につきましては、OCR、これは光学式文字読み取り装置でございますが、この処理により、期別納付がふえても、大きな影響はないものと考えておまして、財政上の効果が大きいことなどから、前納報奨金の廃止を今議会に提案いたしておるところであります。

次に、予算主義から決算主義へという御提案でございます。過去の決算や当該年度の決算見込みを精査し、それを新年度予算編成に生かしていくことはごく当たり前のことでもあります。当然のことです。本市の予算編成において、昨年度から従来のシーリング方式から枠配分方式に変更しており、この方式では、枠内に要求額をおさめる過程の中で、

各部各課単位で個々の事業を評価し、施策の優先順位を決定することとなり、財源確保と事業の見直しに努めておるところであります。以上でございます。

副議長（石長靖哉君） 永田議員、追及質問がありましたら、どうぞ。

3番（永田辰巳君） それじゃあ、さっき数字をもって示されたのでありますが、どうも数字が不十分だったみたいで、補足をさせていただきます。当市の監査報告によりますと、一時借入金の残高ですよ、これが14年度の場合、14年4月末では20億8,000万あった。これが14年7月末で4億6,900万になっとる。これはその間、6月末か7月末で16億1,100万返済になっとると。それと、それで14年度末はまた残がゼロになるんですけど、15年においては、15年4月末で11億6,800万あったと、それが15年7月末ではゼロ円になっと。この間、6月末か7月末で11億6,800万円が返済になったということで、これは、この数字によりますと、この6月か7月末で大幅に返済になると。15年の場合に至っては残高がゼロになるということです。したがって、この前納効果がある、私の計算によりますと、約9億円がなくなると、一時借入金を365日間借りっ放しになるということになります。さっき市長は200万ですとおっしゃったんですけど……（「270万」と呼ぶ者あり）270万。この金額、私の9億円掛ける銀行の1.5%といえますと、1,050万ですね。8億にしても1,200万です。その計算が正しいと思うんです。この辺の数字については全くおもしろくないという、説明になってないようですので、もう1回やってごせと言ってもやられんでしょう。だから、この議案について、言っておきます。

もう1点、市長の提案理由には、固定資産税の0.1%を引き上げて、市民税等の報奨金の廃止となっています。96号の議案ですね。この翌日の新聞を見て驚いたんですけど、国民健康保険税もこれに含まれるということになっておるわけですね。何とどさくさに紛れて、何もかも市民の負担に押しつけていく、そういうふうな不安を感じるんです。なぜ国保税が含まれるのか、説明をお願いしたいと思います。

もう1点、同じ新聞、先ほど市長もおっしゃったんですけど、資力のある者への優遇措置だから不公正であるというふうに新聞で報じられましたし、さっきも市長述べられたわけですけど、本当にそうでしょうか。国保税に至っては、対象世帯数の29%が前納制にに応じているのです。私はこれは資産家だけとは思っておりません。市長はその部分をどう思われますか。

もう1点、協力的な資力のある人に優遇してはいけない理由をお述べください。以上。

副議長（石長靖哉君） 中村総務部長。

総務部長（中村勝治君） かわってお答えをいたします。

前納報奨金の金額の計算の仕方につきましては、どうも私どもの方といろいろ相違があるようでございます。この本会議場でその計算式をやりとりするのはいかがなことかと思っておりますので、後ほどその計算式については検証させていただきたいというぐあいに思います。

それから、国保税も対象になるのはなぜかということではありますが、国保税の場合には、この前納報奨金の規定が現在ないわけでありまして。今の市税に準じたような形で国保税も前納の場合の報奨金を出すような形にしておるものでございまして、市税の前納報奨金の廃止に伴って、国保税も廃止をするという考え方でございます。

それから、資産を持ってるとか、裕福な方になぜかということではありますが、先ほど、これも市長がお答えをしておりますように、前納者の方の精査をしてみると、そういうような状況になっておるということでもございまして、その一つを理由に加えさせていただいておるということでもございます。これが実態であるということでもあります。

副議長（石長靖哉君） 引き続いて追及ありますか。

3番（永田辰巳君） ちょっと答弁になってなかったと。

副議長（石長靖哉君） どうぞ、立ってやってください。

3番（永田辰巳君） 30%の人が払っているのに、これは裕福な人と見るわけですか。そのことに答えてないし、裕福な人にどうして報奨金出しちゃいけないですか。私の質問にどうも答えてなかったみたいですけど。

副議長（石長靖哉君） 中村総務部長。

総務部長（中村勝治君） 15年度の実績でいきますと、固定資産税の場合は42%ほど、それから国保税につきましては27%の方が前納をしておられます。その前納しておられる方を分析したところ、そういう実態であるということをおし上げたということでもございます。

副議長（石長靖哉君） どうぞ追及してください。

3番（永田辰巳君） 答弁漏れですので。それで、裕福な人に報奨金出すのはどうしていけないかということをお聞いたんですけど。市の協力者ですよ、裕福な人は。

副議長（石長靖哉君） 中村総務部長。

総務部長（中村勝治君） 資力のある人に前納報奨金を出すのがいけないということは市長も答えてないわけです。前納している方を分析してみたところ、そういう層がほとんどであるということをお理由の一つに上げさせていただいておると、実態を表現しておるということでもあります。御理解いただきたいと思っております。

副議長（石長靖哉君） 再度、どうぞ。

3番（永田辰巳君） 新聞には、だけどそういうふうには書いてありましたよ。資力のある人にね。

これから、2回目の追及の質問です。

副議長（石長靖哉君） 今までののは。

3番（永田辰巳君） 答弁漏れ。今までののは答弁漏れに答えてもらった。

副議長（石長靖哉君） どうぞ。

3番（永田辰巳君） それで、よく、私は入るをはかって出るを制するという言葉を使っておりますけれど、この議案の場合、固定資産税の料率を引き上げ、入るをはかったのは

よいのですが、市民はまさに痛い目を負っておるのであります。そしてまた、出るを制する。出るを制したのはよいけれど、優良納税者が受け取るわずかな喜びも制してしまったと。市民は怒っておると思います。答弁は要りません。以上。

副議長（石長靖哉君） これで質問、いいですか。

〔議長入場して議長席に着く、副議長自席に着く〕

議長（下西淳史君） 次に、長谷正信議員。

8番（長谷正信君） 私は、12月定例会市議会に当たり、市政一般について、黒見市長の所信をお伺いします。

最初に、平成16年度予算編成についてであります。市税収入及び地方交付税に極めて厳しい見方をし、全庁的内部努力、さらには総合計画の見直し、市債の借り入れ、基金の取り崩しを抑制し、歳入に見合った歳出を基本とする予算編成をすると表明されており、その姿勢を評価するものであります。

しかしながら、平成23年に24億円に上る赤字解消に向けての具体的提言はなく、打つ手がないのではないかと心配しているのであります。平成16年度から毎年3億円ずつ減らし、初めて実現するもので、黒見市長としては残り1回の予算編成しかなく、今回その道筋をつけなければならないと思います。

我々議会も、執行部に求めるばかりではなく、自分自身に向けた改革を市民に示すべきであります。そうでなければ、単独存続を決議した責任を放棄し、もはや選良の資格がないのであります。イラク戦に向かったアメリカ、イギリス、スペインなどが今になって国連なり各国に対して協力を求めているやり方と同じであります。戦前の我が国の大東亜共栄圏の確立と欧米からの解放の戦争の方が理屈にかなっているのであります。

議会を気にせず、踏み込んだ大胆な政策を提示して、議会に猛省を促す予算編成をしていただきたいのであります。黒見市長の所信をお伺いいたします。

次に、単独市政存続についてであります。単独市政存続の基本基盤は、執行部と議会の相互信頼と市と市民の相互信頼に基づく市民の幸福を希求する高い使命感であります。そのためには、まず歳入を図ることあります。企業誘致、新産業の創造、起業家の育成による雇用の創造であります。

次に歳出の削減であります。生命財産の保全に必要な施策は別として、むだな投資の抑制やコスト削減や、不要不急事業の見直し、部外委託の拡大、市民の責任分野の明確化などによる経費の節減、人件費の大幅カット、遊休不動産の処分、遊休施設の解体、収入増が見込めない借金の抑制、特別職の廃止、課長制への移行、職員定数の見直し、新規採用の凍結などの抜本的な行財政改革を図ることあります。

特に人件費の問題は、現在の職員に関する部分ではなく、退職職員の不補充で解決し、その不足分は任期制職員の採用と民間委託で措置、対応する。この制度についても、自治省が来年の通常国会に公務員制度改革の中で取り組むと言っております。特別職の廃止も任期中に任命しない方針に切りかえ、課長制への移行も平成18年度からの実施に備えて

準備する。人件費の約25億円を20億円に抑えるためには、定数を150人にし、任期制職員を100人以下にして、現状の市民サービスを維持する必要があります。単独市政存続の予算規模は110億から120億程度であり、この水準まで絞り込めれば成功するのではないかと考えております。奈良県の明日香村でも、三役・部長制廃止、予算規模を120億から80億円に削減すると新聞報道がありました。

現在の行財政改革は、職員が総意で考えた最善の策であり、これ以上は政治家である市長と議員の政治判断でしか決定できない課題であります。市長と議員も自分の首をかけて最終案を提示し、説明、理解させる責任があります。

この場に及んで、問題の解決を先延ばしすれば、市民はいよいよ政治不信になり、協力をしなくなると思います。平成23年に24億円の赤字になりますと表明したからには、その対策を講じ、市民に示す義務があります。つまり、赤字団体になり、職員定数や職員退職金などの再建計画を提出しなければ起債が認められなくなったり、あるいは、市民サービスの提供もままならなくなり、近隣市に無条件で吸収合併される運命になります。そのときに、そんな話は聞いていなかったと市民に言われなければならないようにしなければと心配するものであります。

民主主義の欠陥は責任のとり方が軽いのであります。もし、失敗したら、三親等以内の親族の財産を没収するとか、死刑もしくは3年以上の懲役にするとかの罰則がなければならぬと考えております。それを乗り越えても、世のため人のために尽くす覚悟のある志の高い政治家が担当すべきであります。現在のように、職を辞すれば、それで責任をとった考えでは、国民はやり切れないのであります。小泉総理も自衛隊派遣を決断して、死者を出した責任をとって割腹し、遺族に謝してもらわなければ、凶弾に倒れてもやむを得ないと考える国民もおります。民間人は責任をとり、政治家はとると言いながら先延ばししていることに不信感を募らせているのであります。

市長も議員も、将来の青写真と道筋を明確に示し、その責任の所在を明らかにして、説明責任を果たすべきであります。黒見市長の所信をお伺いいたします。

次に、米子空港の滑走路延長に伴う振興計画の実現についてであります。この件について、片山知事も黒見市長も真摯に取り組んでおり、その点は評価しております。しかしながら、各事業とも補正対応しているのは疑問であります。

地元要望が出て、それで予算をオーバーしたと言っておりますが、ある会館は側溝が、ある会館は電源盤変更が、ある会館では耐震構造がその原因と聞くのであります。全く基本的な問題であり、見積もりのとき、コンサルタントが何度も現地を訪れ、聞き取りもして設計した金額が、1割から3割もオーバーすることはずさんきわまりなく、欠陥見積もりであり、コンサルタント料を支払うべきじゃないと思います。道路や河川的设计も信用できないのであります。今後は、1円も違わないまじめな見積もりをして、地元要望と責任を転嫁しないようにしていただきたいのであります。

さらに、工事についても同じ規格を守りながら、工法や材料を工夫して、コストを切り

詰めて実現されるよう強く求めるものであります。

私も最終的合意段階において、地元関係者並びに片山知事との調整にも立ち会った者として責任があります。黒見市長の所信をお伺いいたします。

次に、福祉政策についてであります。身体障害者の作業所運営のための社会福祉法人の設立準備が進められております。身体障害者のグループホームやデイサービスの施設の設置はなく、今から検討しておくべき課題と思っております。これからの福祉政策は余裕のある者とそうでない者を区別して行わなければ、福祉制度そのものが破綻してしまうのであります。高齢者福祉は原則在宅でお世話し、それが全くできなくなったときに初めて福祉施設に入所させてお世話すべきであります。現状はこの努力を避け、安易に施設に入所させているのであります。我々予備軍の健常者も日々健康に留意し、福祉施設にお世話にならないように努めるべきであります。市はこの点に重点的に予算配分して、その予防に努めるべきであります。黒見市長の所信をお伺いいたします。

次に、地球温暖化防止政策の推進についてであります。京都会議で2010年までに二酸化窒素6%削減の目標を立てておりますが、現状では不可能であります。そのため、今年度は100億円予算化し、来年度から数年で1,000億にもなると言われております。

鳥取県では、地球温暖化対策地域協議会が結成されておりましたが、今月14日、米子で準備会が予定されております。地球温暖化対策地域協議会が結成されると、代替エネルギー、省エネルギー対策推進事業に補助金が受けられます。その補助は自治体で2分の1、民間で3分の1、さらに県の補助があれば、個人の持ち出しは少なくして設備が整うのであります。現在、太陽光発電で300万円で28万円の補助ですが、この制度を利用すれば200万円で可能になります。

我々が検討している風力発電は風速2.5メートルの風で、1時間当たり1キロワットを出力するもので、1カ月で500キロワットを目指しております。この設備費は150万円で補助が50万円ですから、100万円で設置でき、七、八年でもとがとれ、その後は毎月約2万円ぐらい得することになっております。もちろん電気を使いながらの生活であります。

水の浄化は下水道で、大気保全は自然エネルギーで我々の地球の保全を図るべきであります。当市も環境保全を図りながら、公共事業を、民間事業をふやして、景気を回復させることが可能であります。当市は環境政策を積極的に推進すべきであります。黒見市長の所信をお伺いします。

次に、下水道の推進についてであります。従前からこの件は、単なる公共事業とか建設工事とはとらえず、環境、教育、福祉、文化生活に深く根づくものであり、また、地域経済の柱でもあります。現状ではむだな公共事業のやり玉にされておりますが、決して無意味な投資ではありません。当市としては、地元負担分の財源を確保しながら、最低年間15億円規模を保持すべきであります。ただ、実施に当たっては、できるだけコスト削減に努め、工事距離を延ばす工夫が大切であります。黒見市長の所信をお伺いいたします。

最後に、教育問題についてであります。

最初に、小・中学生の学力の低下の歯どめについてであります。スポーツクラブも従来は4年生以上で構成されておりましたが、少子化が問題になり出したころから、1年生まで枠を広げたため、スポーツで体力を消耗してしまい、勉強に身が入らなくなり、基礎的学力が身につかず、学力が低下したと聞くのであります。この解決のため、学校を統合して児童数をふやすか、複数校で構成させるかして、低学年のときにしっかり基礎的学習をさせ、それを習慣化させることが重要であると思います。市はどんな対策を考えて実施されるのかをお伺いいたします。

次に、性同一性障害者の女性はスカートをはくのが苦痛と伺います。小学校のように中学、高校も制服をやめて、自由服装にすべきであります。制服にこだわるのであれば、公自体が人権無視行為をすることになるのであります。自由服装を検討する時期にあると思います。池淵教育長の所信をお伺いして、私の質問を終わります。

議長（下西淳史君） 市長の答弁を求めます。

黒見市長。

市長（黒見哲夫君） 長谷議員の御質問にお答えをいたします。

初めに、新年度予算についてでございますが、予算編成の基本的な考え方は、既に市政概要報告でも申し上げ、昨日来の答弁の中でも私の考えを述べさせていただいております。長谷議員がおっしゃる、議会を気にしないで大胆な予算、大胆な施策を示してもらいたい。これはちょっと私もよく意味がわからないんですけど、予算に盛る内容というのは、一つの指針としては総合計画がありますし、また、今、策定しております行政改革大綱という、これは予算編成の一つの指針であります。その指針に従って予算を編成したい。そして、来年度は特にソフトの面に力を入れていきたいと申し上げておるところであります。

次に、単独市政存続策についてでございますが、さまざまな御提言をいただきました。真摯に受けとめておきたいと思っております。24億円の赤字、あたかもそれが決まったごとく言われますけど、私はこれまで答弁しましたように、下手をすればこういう事態も想定されるという意味で推計を出したものでございまして、あの推計の中で、いわゆるこれからこういったさらに踏み込んだ改革をやればどうなるのか。あるいは、県の負担金なんかを軽減するために努力すればどうなるのかという、まだ、そういった余地を残した財政推計であります。ですから、これからは、たびたび申し上げますが、我々と市議会、まずはここから十分議論をして、今後の見通しを市民に理解してもらえような財政推計をつくっていきたいというのが私の気持ちでございます。

まずは、行政改革大綱に示した項目について着実に実施しつつ、現行の計画の具現化、実行、新たに取り組む事業など、将来の道筋をお示しすることができるよう努めてまいりたいと思っております。御指導、御鞭撻のほどをよろしくお願いいたします。

次に、滑走路延長に伴う振興計画の中で、今回補正をしておる三軒屋の会館の新築についての御質問だったと思っておりますが、このたびの補正予算につきましては、実施に際し、構

造計算など詳細設計を行ったところ、建物の耐震性を確保するための補強工事が必要であるとのことから、事業費の増加が生じたものであります。このような問題を防ぐためには、詳細設計と施工を単年度で行うのではなく、前年度に詳細設計を行い、翌年度に施工することも一つの方法ではないかと考えております。

今後、各事業の実施に当たりましては、より一層事業費積算の精査に努めるとともに、工法や材料の工夫によるコスト削減を行いながら、進めてまいりたいと考えております。

次に、高齢者福祉の問題でございますが、長谷議員がおっしゃることは本当に大切なことであると思っております。高齢者、障害者が住みなれた地域で、また、在宅でいつまでも健康に暮らしていくことが何よりの幸せであることは申し上げるまでもございません。介護予防事業につきましては、ふれあいの家事業において市内34の会場、今、年間延べで約1万7,000人参加していただいておりますが、地区援助員の指導でストレッチ体操等を取り入れたり、在宅介護支援センターが出かけて、転倒予防教室なども実施しております。

また、老人クラブ連合会において、健康増進、体力向上に向けて、ゲートボール、グラウンドゴルフ、運動会、ニュースポーツ大会を実施され、さらに、昨年12月より幸朋苑で介護予防筋力向上トレーニング事業を開始して、地域に密着した多様な介護予防事業の展開を図っているところであります。できるだけ多くの人に参加していただく呼びかけがこれから必要だと考えております。

なお、14年度の実績で、ふれあいの家事業でございますが、先ほど申し上げましたように、延べでいけば1万7,000人でございますが、これを実数で推計をいたしますと、約660人。660人という方は対象者の約8%、1割に満たないわけでありまして、ですから、これからどんどん御参加をいただくような取り組みというのが必要であると考えておまして、老人クラブ等とも連携を図りながら、この取り組みをいたしたいと考えております。

次に、地球温暖化防止対策でございますが、境港市も地球温暖化防止対策を推進するために、平成12年に環境にやさしい市役所率先実行計画を策定して、適正な冷暖房や電気利用によるエネルギーの節減や廃棄物の減量化、省エネ型機器の採用、ノーマイカー運動などを通じて、市の事務事業に発生する温室効果ガスの発生を抑制する対策に取り組んでまいりました。そして、同じように取り組みを市民や事業所の皆さんにもお取り組みをいただけるよう呼びかけてまいっているところであります。

こうした中で、来年度から国も地球への取り組みへの支援を強化されると伺っております。長谷議員が検討しておられる地域協議会への補助金もこの制度の中で新たに始められるものでありまして、太陽光発電や風力発電を地域でまとめて導入する際に、通常よりも高率の補助が受けられることとなっております。民間の方からこのような協議会が立ち上げられるということは、時宜を得たものであり、心強く思っております。

次に、下水道事業の推進でございますが、下水道事業は終末処理場、中継ポンプ場、幹

線管渠等の核となる施設への先行投資が非常に大きかったことにより、現時点ではそれらの施設建設に伴う市債の元利償還金が大きなウエートを占めております。平成15年度下水道特別会計予算では、公債費が9億3,000万円余であります。その大半も一般会計からの繰入金8億円余で賄っているところであります。これらを踏まえまして策定した現行の下水道計画では、今後の管渠整備費として年間6億円から7億円程度の投資が妥当であると考えておまして、長谷議員がおっしゃるように、年間15億円規模の整備は、まず今の段階では無理であろうと思います。市財政状況が厳しい中、一般会計へのさらなる負担を抑制するため、受益者負担金、下水道使用料の適正化に努める一方、管渠整備におけるコスト縮減を行うことで、収支バランスを考えた、より効率的な事業運営を図ってまいりたいと考えてございます。

最後の問題は教育長から答えていただきます。

議長（下西淳史君） 教育長の答弁を求めます。

池淵教育長。

教育長（池淵一郎君） 教育問題2点についてお答えをいたします。

初めに、学校を統合し、児童をふやすなどして、低学年のときにしっかり学習を習慣化することが重要だと思うが、その対策についてのお尋ねでございます。

小学校低学年時に基礎学力を定着させることは、将来にわたって学習したり、生きていく上で極めて大切であります。御存じのとおり、本市におきましても、小学校1、2年生においては30人学級を実施し、個々の子供にきめ細かく対応しておりますし、さらに配慮の必要な子供には、加配教員を配置しております。低学年のスポーツクラブの所属と学習の問題ではありますが、これについては保護者が任意で子供を参加させることですので、教育委員会が口出しすることはできませんが、低学年児童の実態を配慮した指導がなされるよう、機会をとらえて指導者の方々にはお願いしたいと思っております。

次に、性同一性障害者への配慮という観点から、学校において制服をやめて自由服装にすべきであるという御意見でございます。改めて申し上げるまでもなく、人間はだれもが自分らしく生きていきたいと願っています。また、その願いは公共の福祉に反しない限り、最大限尊重されなければなりません。長谷議員からは性同一性障害者の方の人権尊重の観点から、制服の廃止という御提言をいただきました。このことにつきましては、関係機関と連携を図りながら、研究をさせていただきたいと思っております。

議長（下西淳史君） 追及質問がございましたら、どうぞ。

長谷議員。

8番（長谷正信君） 最後の問題のところから、教育長にお尋ねします。

逆に言いまして、私にスカートはけと言ったら、私は一切小学校も中学校も行きません。それぐらい私も男というものにプライドを持っております。たまたまこういう問題がなぜ起きたかという、いつもその子はズボンをはいとるんですよ。かわいい女の子ですよ。本当に魅力的な女の子なんです。中身が男なんだわな、残念ながら。そういうようなこ

とで、やはり本人が人に言うには、同一性かどうか私も知りませんよ、調べてないですから。学校に行くときは仕方ないからはいてるけども、家へ帰ったらずっとズボンで過ごしてるということで、やはりそういうことも大事にする、ところがそれがズボンはいとるとなると、あいつは性同一かとなるからね、これもいたし方ないなと思って。そういうことにも配慮しなければならぬ世の中になったかなというのが私の実感であります。だから、それがダイレクトに制服にまでというのもいかなものかと思うけども、現実問題としてそういう子もおるということはやっぱり認識しておかなければならないなと。

1カ月前の話で、私もそういうことを思った次第であります。今まではそういうことを一切疑問に思わずに生きてきたことは恥ずかしいと思っております。そういう意味で答弁は要りませんが、認識をやはりしていかなければならないなと思っておるところであります。

それでは、市長の方にお尋ねしますが、私が言ってる意味は、恐らく市長は答弁しないと思います。頭の中ではあると思ってるんだな。というのは、再三にわたり議会と相談の上ということは、議会の方でもきちんと案を示しなさいと、それに基づいておれたちも出すよと。それで、けんけんがくがくして、境港市の存続をどうするかということを市民も含めてやりたいよという意味だと思ってるんですよ、中身は。だから、多分、これだけ長い間市政に担当してきた市長が、何もない白紙ではないと思うだ。頭の中はあると思って、私もぼやかして聞いておるんですけどね。そういう意味で、市長にばかり責めるのが我々の責務じゃないと思ってます。我々自身も真剣にそういう対案を示して、やっぱり執行部とけんけんがくがくしなければ、職員に全部いろんな案を立案しろといっても、今はそういう段階じゃないと思ってるんですよ。それはそれで職員は一生懸命やるでしょうけども、やはり最後は政治決断で物事を決着しなければならないという意味で、私もそう言ってるわけで、市長の方もこういうところで明確な答えを、答弁をされなくとも、やはり議会にも、わからない人もおるわけですから、きちんとこうこうだと言って、迫るぐらいでないといけなよという意味で聞いてるわけですから、だから答えなくてもいいです。私はそういう気持ちで言ってるんですよ。

ただ、お互いに出せ出せなんて言っと思って、日にちばかり食っても、2年しかありませんので、そうすると、我々も選挙になります。おまえ、何考えとるか、こういうふうに使われますので、やはりお互いに真摯に腹藏なく案を出し合うのがいいじゃないかと。それがたとえ間違っと思って、やっぱり何も出さないよりはいいじゃないかという意味で申し上げておるのでありまして、それぐらいせっぱ詰まったことであって、やっぱり平成16年度の予算編成からそうなると思っておりますし、私も漏れ聞くところによると、すごく厳しい予算だそうです、だれも知らないかもしれませんが。それぐらい、ことしはことしでびっくりしましたが、恐らく16年度はさらにびっくりするような予算編成してくるのではないかと思っております。それぐらい厳しく対応されてるとは思いますけれども、やはりそういう気持ちを市民の皆様には早い段階から示しておくべきが肝要かと思っております。

で、答弁は要りませんが、そういう覚悟でやっていただきたいと思っております。

一番最後に言いますけれども、地球温暖化については、市長さんと私の見解がちょっと違うね。というのは、この対策協議会をつくりますと、個人、一人一人でもできるようになるんです。まとめてじゃないんですよ。今まではまとめてだったけれども、1人でも、一家庭でも、個人でもやるということで、たまたま公共機関とか自治体ができる場合は2分の1ですけども、私個人がする場合も3分の1は持ちますよということなんです。これも私も広島に3日間行って勉強してきましたから、この問題についてはだれよりも詳しいわけではありますが、いずれにしても、今、京都議定書を達成することが不可能に近いくらい難しいんだそうですね。8%あって、その上に6%ですから、14%か。14%あるのを、それがびりびりやっても、6%ぐらい残るんじゃないかと、こういうことが言われており、環境省としてもさらなる努力をします。また、県も来年度は1億6,000万組むと言っていますから、そういうことで、非常に京都議定書を達成するということは難しいことらしいんですよ。けども、世界との約束ですから、どんどんどんどんお金を出しますので、ぜひとも代替エネルギー、省エネルギーを進めてくださいと言われておるわけでありまして。そういうことで、市長もただ単に庁内の電気消して歩くとか何かばかりじゃなくて、もうちょっと抜本的に、環境の黒見市長と言われるようにしていただきたいと思っております。

その点について、意気込みだけ、環境だけで結構ですから、よろしくお願いします。

議長（下西淳史君） 市長の答弁を求めます。

市長（黒見哲夫君） 初めに、私の政治に取り組む姿勢の問題として、大変心温まる御指導、御助言をいただきました。真摯に受けとめさせていただきます。

それから、最後の地球温暖化の問題、これはまだこれからの問題ではありますが、よく勉強をさせまして、担当の方からまた地元に出向いて、いろいろ御説明申し上げる機会をつくらせていただきたいと思っております。

議長（下西淳史君） 長谷議員いいでしょうか。

8番（長谷正信君） いいです。

議長（下西淳史君） 本日の各個質問は以上といたします。

延 会 （14時05分）

議長（下西淳史君） 次の本会議は12月15日午前10時に開き、引き続き各個質問を行います。

本日はこれをもって延会といたします。御苦労さんでございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

境港市議会議長

境港市議会副議長

境港市議会議員

境港市議会議員